

秋田県発達障害支援ハンドブック (改訂版)

令和8年3月

秋 田 県

秋田県発達障害支援対策協議会

目次

I. はじめに (P1~2)

1. このハンドブックの狙い
2. 発達障害特性と発達障害
3. リンクについて
4. ライフステージ毎の使える支援

II. 乳幼児期 (P3~6)

1. 相談する・検査を受ける
2. 通所する・通所先に訪問してもらう
3. 日常生活のサポートを受ける・生活をする

III. 学齢期・教育関係 (P7~10)

1. 相談する・検査を受ける
2. 通学する・通所する
3. 日常生活のサポートを受ける・生活をする

IV. 成人期 (生活) (P11~16)

1. 相談する・検査を受ける
2. 通所する
3. 日常生活のサポートを受ける・生活をする

V. 成人期 (仕事) (P17~20)

1. 相談する・検査を受ける
2. 通所する

(別添) 相談窓口一覧

I. はじめに

1. このハンドブックのねらい

多様な子どもたち、多様な大人たちの中には、発達障害のある方がいます。発達障害の特性のある方、診断を受けている方、まだ気づいていない方も一人一人が違います。子育て、学び方、暮らし方のスタイルに応じて発達障害支援の情報を活かしていただくために作成しました。知りたい情報、困った時の相談先、子どもの成長に応じた教育、福祉、医療、働き方や暮らし方などの秋田県内の情報をまとめています。

2. 発達障害特性と発達障害

誰でも個性としての発達特性を多かれ少なかれ持っており、発達障害を持つ人とそうでない人の状態像は連続線上に位置しています。また、顕著な発達特性があるということは、それがマイナスにはたらくこともありますが、逆にその人にとってプラスの面として働くこともあります。例えば興味の偏りや拘りがあるということは周りと合わせることが苦手という弱点にもなりますが、一つのことに深く取り組み極めることができるという長所にも繋がります。

発達障害の状態像は改善していくことができます。周りが適切なサポートを行うことで環境を整えながら、本人の社会生活力を育てていくことで、生活面や行動面の困りごとを改善して行くことが可能です。適切なサポートによって持っている能力を十分に発揮でき、ごく当たり前に暮らし、仕事をしている人もたくさんいます。そのためにも、周りの人々の正しい理解が大変重要です。

発達障害についてもっと詳しく知りたい方は、[発達障害情報・支援センターのウェブサイト](#)を是非ご覧ください。信頼できる情報がたくさん発信されています。



3. リンクについて

各章に関連情報を詳しく調べるためのリンク及び二次元コードを掲載しております。そのうち、★のついたリンクは、秋田県内の障害福祉サービス事業所を検索するためのリンクで全て同一のリンク先です。掲載されているエクセルシートからの検索が必要です。★印のリンクにはエクセルシートが見られる PC 等からアクセスしていただきますようお願いいたします。「指定事業所一覧令和〇年〇月〇日現在 [〇〇〇KB]」をクリックしてファイルを開き、A 列の「サービス種類」の▼をクリックして検索欄に各リンク末の () 内のキーワードを入力すると検索可能です。

4. ライフステージ毎の主な支援・サービス

時期	乳児期	幼児期	義務教育期間	高校教育期間	大学教育等	成人期	
掲載ページ	3~6		7~10			生活11~16、仕事17~20	
大まかな年齢	0	1~6	7~15	16~18	19~22	18~	
医療	診断						
	服薬のための処方						
	カウンセリング等コメディカルによる医療						
教育・保育	教育相談 就学相談 幼稚園・保育園 認定こども園等	特別支援学校（小学部～高等部）			大学等		
		特別支援学級（小・中学校）					
		通級指導教室（小・中学校・高校）					
		通常の学級（小・中学校）	高校				
福祉 （生活系）	障害児相談支援事業所	放課後等デイサービス				共同生活援助（グループホーム）	
	児童発達支援事業所						
	保育所等訪問支援						
	居宅系福祉サービス（居宅介護、行動援護、重度障害者等包括支援等）						
	入所系福祉サービス（障害児入所施設、日中一時支援事業所短期入所、短期入所等）						
福祉 （就労系）						就労継続支援事業所（A型・B型）	
						就労選択支援事業所	
						就労移行支援事業所	
						就労定着支援事業所	
就労						ハローワーク	
						障害者就業・生活支援センター	
						障害者職業センター	
その他	合理的配慮の提供						
	精神障害者保健福祉手帳申請の受理（市町村）						
	療育手帳申請の受理（市町村）						
	乳幼児健康検査（乳幼児健診）等						

Ⅱ. 乳幼児期

本章では、発達障害の診断を受けている、発達に気になるところがある乳幼児期（0歳～6歳頃）に関するサービスや施設などについて掲載しています。

1. 相談する・検査を受ける

(1) 医療機関での相談

①受診・診断

この時期に発達の偏りを感じた際に相談をする医療機関は小児科や児童精神科です。病院を受診すると問診や発達検査を受けたり、療育（発達支援）を進められたりすることがあります。小さいお子さんの場合、はっきりとした診断がつかず「経過観察」と言われる場合もあります。診断がつくかどうかは、医師に相談してみてください。診断は、福祉サービスの利用や、施設（幼稚園・保育園・認定こども園等）などで特別な配慮を受ける時に必要な場合があります。迷ったら、かかりつけの小児科に相談するのも一つです。

【関連ページ】

[発達障害専門医療機関は（別添 相談窓口一覧）](#)

[精神障害者保健福祉手帳については P12](#)

[自立支援医療制度については P12](#)

(2) 乳幼児健診（1歳6か月児健診・3歳児健診、その他の乳幼児健診）や健康相談

市町村が実施する乳幼児健診や健康相談の場で、お子さんの発達について、医師や保健師に相談をすることができます。特に、5歳児健診や5歳児健康相談が、お住まいの市町村で実施されている場合は、就学以降の集団生活を営む上で必要な社会性や行動面を確認できる場となります。お子さんの様子をみてもらう機会となりますので、健診や健康相談をぜひ受けましょう。その後、専門機関の紹介や個別相談等の勧めがあった場合は、健診結果などを踏まえて、ご家庭での困りごとなどを専門の医師等に相談していきましょう。その後の医療・福祉・教育などのフォローアップにつなげていく機会になります。

(3) 障害児相談支援事業所での相談

発達などの相談に応じます。また、「2. 通所する・通所先に訪問してもらう」や「3. 日常生活のサポートを受ける・生活をする」に記載の福祉サービス利用の際は、障害者手帳または診断書等を添付の上、市町村に支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。

す。サービス利用の際は、申請手続きの他に「サービス等利用計画」、「障害児利用支援計画」の作成を相談支援事業所に依頼する必要があります。

★[秋田県内の障害児相談支援事業所一覧はこちら（障害児相談支援）](#)



（４）教育に関する相談

就学や教育に関する相談の窓口は、お住まいの市町村教育委員会となります。また、県内11地域の小学校等に設置している特別支援教育地域センターや特別支援学校、県発達障害者支援センター「ふきのとう秋田」等でも相談を受け付けています。

この他、各市町村で実施している相談会や健康相談等の機会に、就学や教育に関する相談をすることもできます。詳しくはお住まいの市町村の教育委員会や保健・福祉担当課へお問い合わせください。

また、県教育委員会では保護者向けの就学相談のためのガイドを作成しています。詳細は、県教育庁特別支援教育課のホームページをご覧ください。

[「～就学相談のためのガイド～お子さんのよりよい就学のために」](#)



2. 通所（園）する

（１）児童発達支援事業所・児童発達支援センター

主に、就学前の発達が気になる子どもや運動・言葉の遅れ等で療育が必要な子どもたちが、健やかな成長・発達をしていくよう支援する療育・保育を行う施設です。取り組み内容は施設によって異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

★[秋田県内の児童発達支援事業所・児童発達支援センターはこちら（児童発達支援）](#)



（２）幼稚園・保育所・認定こども園等

障害のある子どもが他の子どもと遊びや生活を通して共に成長できるよう、個々の子どもの障害の状態などに応じた教育・保育を行います。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で子どもへの支援を行うために、個別の教育支援計画や個別の指導計画等を作成・活用しております。毎日通う施設の他、一時預かりを受け入れているところもあります。入園につきましては、各市町村担

当課へお問い合わせください。

各施設では、特別支援教育を推進する中心的な役割を担う職員が、特別支援教育コーディネーターとして指名されています。こどもの発達が気になる場合には、担任や特別支援教育コーディネーターに相談することができます。

[秋田県内の市町村の子育て支援窓口はこちら](#)



[秋田県内幼稚園・保育所・認定こども園一覧はこちら](#)



(3) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、療育の専門職員が幼稚園・保育所・認定こども園等・小学校・中学校・特別支援学校等に訪問し、ご家族や担当職員への助言を行い、適切な支援を行います。

個々の発達の特性に配慮する点など、お子さんの支援に必要な助言を行うとともに、「個別支援計画」を作成し、それに基づいて保育所等訪問支援を行います。

★[秋田県内の保育園等訪問支援事業所一覧はこちら（保育所等訪問支援）](#)



3. 日常生活のサポートを受ける・生活をする

こちらに記載の福祉サービス利用の際は、障害者手帳または診断書等を添付の上、市町村に支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。サービス利用の際は、申請手続きの他に「サービス等利用計画」、「障害児利用支援計画」の作成を相談支援事業所に依頼する必要があります。

★[県内の各種福祉サービス事業所はこちらから](#)

(居宅介護、行動援護、入所施設、短期入所)



(1) 自宅で受けるサービス

①居宅介護

自宅で入浴・排泄、食事の介護等を行います。介護が必要な方の自宅に訪問し日常生活の支援をするサービスで、ホームヘルプとも呼ばれます。

②行動援護

知的障害や精神障害により介護を必要とする方に対し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援をするサービスです。

③重度障害者等包括支援

障害によって常時介護を必要とし意思疎通が難しい方に対し、包括的な支援をするサービスです。複数の支援を組み合わせさまざまなサービスを提供します。

(2) 入所施設で受けるサービス

④障害児入所施設

福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」の2種類があります。利用にあたっては手帳の有無は問われませんが、児童相談所が支給決定をしたのち、入所先と入所契約を締結します。

⑤日中一時支援事業

障害のあるかたを介護するかたが、急病、冠婚葬祭または介護疲れなど一時的な理由で介護できない場合に、施設などで一時的に預かります。日帰りの利用に限ります。

⑥短期入所（ショートステイ）

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。このサービスは、介護者にとってのレスパイトサービス（休息）としての役割も担っています。

Ⅲ. 学齢期・教育関係

本章では、発達障害の診断を受けている、発達に気になるところがある児童生徒（小・中学校、高等学校、特別支援学校）に関するサービスや施設などについて掲載しています。

1. 相談する・検査を受ける

（１）教育に関する相談

各学校では、特別支援教育を推進する中心的な役割を担う教員が、特別支援教育コーディネーターとして指名されています。こどもの学習面や生活面、対人面が気になる場合には、学級担任や特別支援教育コーディネーターに相談することができます。

（２）医療に関する相談

受診・診断

乳幼児期同様に受診先は小児科・児童精神科です。福祉サービスを利用したり、園や学校などで配慮を受けたりする時に必要な場合があります。

【関連ページ】

[発達障害専門医療機関は（別添 相談窓口一覧）](#)

[精神障害者保健福祉手帳については P12](#)

[自立支援医療制度についてはこちら P12](#)

（３）福祉に関する相談

児童相談支援事業所で、発達などの相談に応じます。各種福祉サービス利用の際は、障害者手帳または診断書等を添付の上、市町村に支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。サービス利用の際は、申請手続きの他に「サービス等利用計画」、「障害児利用支援計画」の作成を相談支援事業所に依頼する必要があります。

[★県内の各種福祉サービス事業所はこちらから](#)



2. 通学する

（１）～（３）の小・中学校、高等学校、特別支援学校においては、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成、活用により、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援の充実に努めています。

個別の教育支援計画：障害のある幼児児童生徒一人一人に必要とされる教育的ニーズを

正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に、家庭や関係機関との連携により作成。本人・保護者と合意形成を図った上で決定した、合理的配慮の内容も含まれる。

個別の指導計画：個別の教育支援計画を踏まえて、幼児児童生徒の実態に応じて一人一人の指導目標や指導内容等を明確にし、各教科等において適切に指導することを目的に作成。

(1) 小学校・中学校等

①通常の学級

通常の学級に在籍している障害のある児童生徒に対しては、学級担任や教科担当教員が障害やその特性、環境の調整に配慮し、指導内容・方法を工夫して、個に応じた指導・支援を行っています。また、特別支援教育支援員等が、学級担任と一緒に支援にあたることもあります。

②通級指導教室

通常の学級に在籍しながら決められた時間に通級指導教室に通って、障害に応じた指導を受けることができます。本県では、40の小・中学校に言語障害や学習障害(LD)等に対応した教室を設置しています(令和7年度)。通級指導教室が居住市町村にない場合は、他市町村の教室に通う場合もあります。

③特別支援学級

特別支援学級では、小集団の中で、障害の状態に応じて必要な学習内容が設定されます。本県では、障害に応じて知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害の6種類の特別支援学級があります。

学校行事や学年・学級活動、給食、清掃など、通常の学級の児童生徒との活動もあります。また、教科等によっては通常の学級に入って共に学習することもあります。

(2) 高等学校

高等学校に在籍している障害のある生徒に対しては、学級担任や教科担当教員が障害やその特性、環境の調整に配慮し、指導内容・方法を工夫して、個に応じた指導・支援を行っています。県立学校6校には、学習支援サポーターを配置しており、学級担任等と共に支援にあたっています(令和7年度)。

高等学校には特別支援学級はありませんが、県立高等学校3校に、発達障害等に対応した通級指導教室を設置しています(令和7年度)。3校に在籍する生徒は、小・中学校と同様に、通常の学級に在籍しながら決められた時間に通級指導教室に通って、障害に応じた指導を受けることができます。

なお、高等学校への進学に当たって、高等学校入学者選抜や入学後の学校生活で合理的配慮が必要と考える場合は、中学校在学中の合理的配慮を基に、学級担任や特別支援教育

コーディネーター等と相談し、個別の教育支援計画等に明記しておくことが必要です。進学希望先の高等学校が基礎的環境整備を検討する上でも、早めの教育相談が重要となります。

(3) 特別支援学校（小学部～高等部*）

特別支援学校の対象障害種は、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱ですが、発達障害を併せ有している児童生徒の在籍もあります。

小学部から高等部までの一貫した指導の中で、実際の体験を重視した学習を行うことによって、日常生活に必要な力や将来の自立した生活に必要な力を育てています。

近隣の学校や居住地域の学校の児童生徒との交流及び共同学習も推進しています。

また、主体的な進路選択を促す進路指導の充実に努めており、中学部や高等部では、将来を見据えての職場や施設等の見学・体験・実習を実施しています。

*視覚支援学校、聴覚支援学校には、幼稚部と高等部専攻科も設置されています。

[秋田県の特別支援学校一覧はこちら](#)



[「障害のあるこどもたちの学校・学級紹介～いっしょうけんめいが好きです～」](#)はこちら



(4) 大学・専門学校

①入学支援の配慮

独立行政法人大学入試センターが実施する大学入試テストでは、受験に当たって配慮を実施しています。受験年度の配慮案内を参照の上、必要に応じて申請をすることができます（トップ>大学入学共通テスト>試験情報>令和〇年度試験>令和〇年度受験上の配慮案内）。また、令和6年4月から私立を含むすべての大学等において障害のある学生への合理的配慮の提供が義務化され、引き続き大学入試においても対応が求められています。これまでに各大学が提供した合理的配慮の内容の例については、ホームページ等で掲載されている場合があります。具体的な配慮の内容や手続きについては、個々の大学の入試課に確認をしてください。

[独立行政法人大学入試センターはこちら](#)



②学校生活における合理的配慮

入学試験だけでなく、大学生活や講義についても合理的配慮の対象となります。各大学には「学生サポートルーム」といった名称の相談窓口を設置しています。そこでは、大学での修学に関する合理的配慮についての相談をすることができます。また、多くの大学で大学卒業後の進路等に関する相談もすることができます。

(5) 放課後に通う（～18歳）

①放課後等デイサービス

小・中・高等学校に就学している18歳までの障害のある児童・生徒に対して「生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進、その他の必要な支援を提供する」施設です。事業所によって内容は様々です。福祉サービスですので、利用にあたっては相談支援事業所での計画策定が必要です。

★[秋田県内の放課後デイサービス一覧はこちら（放課後）](#)



IV. 成人期（生活）

本章では、成人期の生活に関係する支援機関を掲載しています。「(2) 通所する」、「3. 日常生活のサポートを受ける」に記載の福祉サービス利用の際は、障害者手帳または診断書等を添付の上、市町村に支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。サービス利用の際は、申請手続きの他に「サービス等利用計画」の作成を相談支援事業所に依頼する必要があります。

1. 相談する・検査を受ける・診断書などを作成してもらう

(1) 医療相談

①受診・診断

成人すると、小児科ではなく、診療科は精神科・心療内科等になります。小児期に小児科に通院していたのち、成人してから再度通院になった場合も同様です。検査や確定診断の実施の有無などについては、専門医療機関一覧を参照の上、各医療機関にお問い合わせください。

発達障害専門医療機関は（別添 相談窓口一覧）

②精神障害者保健福祉手帳の診断書の作成

主治医が精神障害者保健福祉手帳の申請のために必要な診断書を作成します。なお、手帳の交付は県です。申請書類の取得ほか各種お問い合わせは、市町村福祉担当課または、保健所です。

[精神障害者保健福祉手帳の申請手続きの詳細はこちら](#)



③自立支援医療費制度

精神疾患（てんかんを含む）のある方が、通院による精神医療（外来、外来での投薬、デイ・ケア、訪問看護など）を継続して受ける必要がある場合に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。精神医療を受ける際には医療保険が適用され、通常は医療費の3割を自己負担し、残り7割を医療保険で負担します。しかし、自立支援医療に該当すると、本人負担は1割となります。自立支援医療受給者証は県が交付します。申請はお住まいの市町村福祉担当課（秋田市の方は秋田市保健所）で受け付けます。

申請には、原則として医師の診断書が必要です。医療費の自己負担額は、世帯の収入などによっても異なるため、詳しくは市町村福祉担当課（秋田市の方は、秋田市保健所）にお問い合わせください。なお、自立支援医療についての相談は保健所でも行っています。

[秋田県内の指定自立支援医療機関はこちら](#)



（２）福祉の相談

①サービス利用の計画作成や権利擁護などの相談

相談支援事業所・基幹相談支援センターでは、障害のある方やご家族からの相談に応じて、各種サービスや制度の利用、権利擁護などについて支援を受けることができます。

②施設・サービス利用に関する相談

お住まいの市町村の福祉担当窓口にお問い合わせください。

（３）その他の相談

①障害年金の受給申請に係る相談

[お近くの年金事務所、年金相談センター](#)、または市町村年金担当課にご相談ください。障害年金は、病気やけがによって日常生活や仕事が制限されるようになった場合に申請ができます。障害が固定（概ね初診日から1年6ヵ月後）されてからの申請となります。初診日において、年金保険料の納付要件を満たしている必要があります。ただし、20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、納付要件は不要です。[障害年金の一般的なお問い合わせは、日本年金機構のホームページをご覧くださいか、](#)ねんきんダイヤル（0570-05-1165（ナビダイヤル））をご利用ください。

年金事務所、年金相談センター



障害年金一般



2. 通所する

（１）自立訓練（機能訓練・生活訓練）

障害のある人が自立した日常生活や社会参加をする上で必要な技能や知識を身に付け

るための訓練を行うサービスです。(標準利用期間2年間)

① 機能訓練

身体のバランスや筋力をつけるための運動、言語や認知機能の訓練、専門的なりハビリテーション

② 生活訓練

一般的な生活技能(料理、掃除、買い物など)、社会参加スキル(コミュニケーションスキル、公共交通機関の使い方など)、趣味やレクリエーション活動のサポート

(2) 就労継続支援

⇒V. 成人期(就労)に掲載

(3) 就労移行支援

⇒V. 成人期(就労)に掲載

(4) 障害児等療育支援事業

施設の機能を活用した通所による療育指導を受けることができます。児童だけでなく18歳以上の方も利用可能です(障害児利用支援計画の提出は不要です)。

(5) 精神科デイ・ケア

福祉サービスではなく、医療の自立支援医療費制度の対象です。安定した日常生活や社会復帰を目的とした通所型リハビリテーションです。精神科デイケアでは、精神疾患の再発防止や生活リズム改善、対人関係スキル向上などを目的に、人との交流や各種プログラムへの参加など通じて、リハビリテーションをおこなっていきます。発達障害者専門プログラムを行っている医療機関もありますが、他の疾患の方と一緒に受講するプログラムもあります。

3. 日常生活のサポートを受ける

こちらに記載の福祉サービス利用の際は、障害者手帳または診断書等を添付の上、市町村に支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。サービス利用の際は、申請手続きの他に「サービス等利用計画」の作成を相談支援事業所に依頼する必要があります。

[★県内の各種福祉サービス事業所はこちらから](#)

(居宅、訪問、行動援護、自立生活、療養介護、生活介護、短期入所、共同、施設)



(1) 自宅でサービスを受ける

①居宅介護

自宅で入浴・排泄、食事の介護等を行う。

③ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害、もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含む）。

③行動援護

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な外出支援を行う。

④重度障害者等包括支援

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数サービスを包括的に行う。

⑤自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。

(2) 施設等に入所してサービスを受ける（一時的な入所を含む）

①療養介護

医療機関での入院生活を支えるサービスです。療養介護は、医療的なケアが必要な障害をもつ人で、絶えず介護が必要な方々を対象に病院で提供されます。

②生活介護

障害のある人がより良く生活するための支援サービスです。

- **身体介護**：入浴、排泄、食事等の介助を行います。
- **家事援助**：調理、配膳や下膳、食器洗い、洗濯、衣類干し、取り込み、洗濯などの家事を支援します。
- **創作的活動**：散歩やドライブ、レクリエーション、清掃活動、手芸、陶芸、絵画、音楽活動などを行うものです。

③短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含めた施設で入浴、排泄、食事の介護等を行う。

④共同生活援助（グループホーム）

共同生活を行う住居で食事提供や日常生活上の援助（金銭管理や生活相談など）を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。見学や体験利用が可能です。体験利用等を希望される方は、お住まいの市町村福祉担当課にお問い合わせください。

⑤施設入所支援

障害者支援施設に入所する方が、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを受けることができます。

⑥訪問看護

福祉サービスではなく、医療の自立支援医療費制度の対象です。看護師等がご自宅に伺い、病気や障害を持った方が住み慣れた地域やご家庭でその人らしく療養生活を送れるようにケアし、自立をサポートするサービスです。

(3) その他支援・サービス

①地域活動支援センター

障害のある方の交流の機会を提供する施設です。このサービスの目的は、障害のある人が地域に繋がるための居場所や生きがいを提供し、様々な活動を通じて社会との交流を後押しします。通所による創作活動や軽作業・運動活動・交流の場を提供します。

サービスの内容や利用者負担は、市町村によって異なります。詳しくは、お住まいの市町村福祉担当課にお問い合わせください。

②日中一時支援

日中、一時的に施設などで、介護サービスを受けることができます。

③障害児等療育支援事業

施設の機能を活用した通所による療育指導を受けることができます。児童だけでなく、18歳以上の方も利用可能です（障害児利用支援計画の提出は不要です）。

施設名	地域	連絡先
とぅいんくる	鹿角市	0186-22-4083
大野岱吉野学園	北秋田市	0186-66-2104

大日寮	三種町	0186-83-3478
由利本荘地域生活支援センター	由利本荘市	0184-74-3614
こどもかがやきセンターかのん	大仙市	0187-65-2003
阿桜園	横手市	0182-32-6085
やまばと園	湯沢市	0183-42-2141
竹生寮（秋田市による実施）	秋田市	018-834-2577
秋田県立医療療育センター	秋田市	018-826-2401

V. 成人期（仕事）

本章では、成人期の仕事に関連した支援を提供する機関を掲載しています。発達障害の診断を受けている方の就労には大きく分けて、企業や法人、官公庁で働く一般就労と障害者施設を利用して働く福祉的就労があります。また、一般就労は、就職先に障害を伝えて就職するオープン就労と障害を伝えずに就職するクローズド就労があります。

家族や本章に掲載している機関の支援者とよく相談をして、自分にとって必要となる合理的配慮を理解した上で、自分に合った働き方を目指すと良いでしょう。また、安定就労を維持するためには、生活の安定が不可欠です。就労支援と合わせて「5. 成人期（生活）」に記載の生活に関する支援も必要に応じて受けると良いでしょう。

就労の形態特徴

就労形態	就労先	障害の開示・非開示	合理的配慮
福祉的就労	就労継続支援 A・B 型事業所	開示	あり
一般就労	企業や法人、官公庁など	開示（オープン就労）	あり
		非開示（クローズド就労）	なし

1. 相談する・検査を受ける

（1）医療相談

①確定診断を受ける。

障害を開示して一般就労する場合や福祉サービスを利用して福祉的就労をする場合、いずれも発達障害の診断を受ける必要があります。

②主治医の意見書の作成

ハローワークや障害者職業センターの利用登録をする際に主治医の意見書の提出を求められる場合があります。その後の支援につながる情報の一つになります。必要に応じて、主治医に作成を依頼する必要があります。

③精神保健福祉手帳申請書の作成（再掲）

障害者専用求人に応募し、様々な支援サービスを受けながらの就労をする場合には、障害者手帳を所持していることが要件であることがほとんどです。この障害者雇用での就職を目指す場合には主治医に相談し、精神障害者保健福祉手帳の取得の可否・取得可能時期について確認をするとよいでしょう。

④ 定期的な通院・服薬

安定的な就労の基盤となる体調維持のため、必要に応じて定期的に通院・服薬の相談をします。また働く上で必要となるスキル等を明らかにするための相談をします。主治医と相談をしながら職業生活を安定させていくと良いでしょう。

発達障害専門医療機関は（別添 相談窓口一覧）

(2) 一般企業等への就職の相談

①公共職業安定所（ハローワーク）

秋田労働局が設置する就職に関する職業相談・職業紹介等を受けることができる機関です。また、離職後の雇用保険の受給等、就職に関連する様々な支援を受けることができます。特に、障害者専用求人等の職業紹介に関する相談ができます。また、後述する就労支援の専門機関と共に、就職前支援から就職後の継続的な支援を受けることができます。県内に11箇所設置されています。

[秋田県内のハローワーク一覧はこちら](#)



②障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターでは、職業生活の安定に向けて、就業支援だけでなく、生活支援を、就職前の段階から就職後、さらには継続的な支援を包括的に受けることができます。県内8箇所にあるため、お住まいの圏域のセンターを利用することができます。国と県からの委託により地域の社会福祉法人が運営しています。

[秋田県内の障害者就業・生活支援センター一覧はこちら](#)



③障害者職業センター

障害者職業センターでは、自分の長所や障害特性を理解するための職業評価、進路決定に向けた就職前の相談や就職準備、ジョブコーチによる職場定着支援などが受けられます。独立行政法人であるJEEDが設置する施設で、全国の都道府県にあるため、県外に転居する場合には依頼をすると転居先のセンターにスムーズに引き継ぎをしてもらうことができます。秋田県のセンターは秋田市に一箇所です。初回の利用はメール

または電話で説明会の予約をする必要があります（月に2回実施）

[秋田障害者職業センターはこちらから](#)



④高等学校

高等学校卒業後の進路として一般就労を希望する場合には、できるだけ早期に学級担任や特別支援教育コーディネーター等に相談することにより、前述の①～③等を活用した就労準備を進めることが望めます。

⑤特別支援学校

学齢期編の再掲です。ここでは主に特別支援学校の高等部について記載しております。特別支援学校高等部卒業後の進路として一般就労を希望する場合には、特別支援学校在学中から就労の準備を行います。在学中の職場見学や職場体験、実習を経て学校卒業後の就職を目指します。卒業と同時の就職が難しい場合にはその他の支援機関を利用しながら就労準備をします。多くの特別支援学校では、卒業後3年間の追指導を行っています。

[秋田県の特別支援学校一覧はこちら](#)



2. 通所する

こちらに記載の福祉サービス利用の際は、障害者手帳または診断書等を添付の上、市町村に支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。サービス利用の際は、申請手続きの他に「サービス等利用計画」の作成を相談支援事業所に依頼する必要があります。

[★県内の各種福祉サービス事業所はこちらから](#)



(1) 福祉的就労

①就労継続支援A型事業所

障害福祉サービスを利用した福祉的就労です。就労をしながら職業訓練を受けていくことができます。利用者は事業所と雇用契約を結び、基本的には最低賃金を基本とした就労ができます。就労継続支援A型事業所の利用については、雇用契約を結ぶため、ハローワークで職業紹介を受け、採用面接での採用によって利用ができます。個々の事業所で特色ある生産活動をしており、関心や適性に応じて事業所を選択することが必

要です。

②就労継続支援B型事業所

障害者福祉サービス事業所を利用した福祉的就労です。支援を受けながら職業訓練をしていきます。A型と違い、雇用契約は結びません。作業成果に対する対価として工賃が支払われます。この工賃額は事業所によって違うので、利用の際に事業所に確認が必要です。個々の事業所で特色ある支援を行っており、好みや支援サービスの内容に応じて事業所を選択することが必要です。

③相談支援事業所

再掲です。相談支援事業所自体は通所先ではありませんが、福祉的就労をする場合や就労移行支援事業所を利用する場合には、計画を立てる必要があります。その計画を立てるのが相談支援事業所です。

(2) 一般企業への就職前の訓練のための通所

①就労移行支援事業所

県からの指定を受けた地域の社会福祉法人等が運営している就労支援をする機関です。最長で2年間（延長により3年まで利用可能）の通所により、就職の準備をして一般企業への就職を目指します。利用後の一般企業での就職に向けて、自己理解の促進、就業に役立つスキルの獲得等のための支援を提供しています。

(3) その他

①就労定着支援

就労継続支援A型・B型事業所や就労移行支援などの福祉サービスを経て一般企業に新たに雇用され、就労している期間が6月を経過した方に対して、3年間にわたり、就労を継続していくために必要な職場や医療機関との調整などを行いながら支援します。

②就労選択支援

就労系サービス（就労継続支援A型・B型事業所や就労移行支援）の利用を希望する方や利用中の方を対象に、短期間の生産活動等を通じて、仕事の適性、知識及び能力の評価や就労についての意向及び必要な配慮などを整理・評価します。その結果に基づき、適切な支援を行う事業所等との連絡調整などを行いながら利用される方の意思決定を支援します。

秋田県発達障害支援ハンドブック

発行 平成 19 年 12 月

改訂 平成 24 年 4 月

改訂 平成 29 年 3 月

改訂 令和 8 年 3 月

発行 秋田県健康福祉部障害福祉課

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目 1 - 1

電話 018-860-1331

E-mail : Shoufuku@pref.akita.lg.jp

編集 秋田県発達障害支援対策協議会